

厚生労働省発基安 0518 第 3 号

令和 8 年 5 月 1 8 日

労働政策審議会

会長 岩村 正彦 殿

厚生労働大臣 上野 賢一郎



別紙「労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱

- 1 事業者は、ストレスチェックを実施した医師等に、検査結果を一定規模の集団ごとに集計させ、その結果について、分析させるよう努めなければならないこととされているが、当該集計及び分析について、特定の個人を識別することができない方法で実施するものとする。
- 2 この省令は、令和九年四月一日から施行する。